

鹿 児 島 県 公 報

平成25年6月14日（金）第2914号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (介護福祉課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 4

公 告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (監理課取扱い) 5
- 一般競争入札の参加者の資格に関する公告 (県立病院課取扱い) 7
- 一般競争入札公告 (県立大島病院取扱い) 9

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局取扱い) 12

正 誤

- 鹿児島県公報第2887号（平成25年3月8日付け）の一部訂正（※）（学事法制課取扱い）14

告 示

鹿児島県告示第698号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
霧島市霧島大窪字内窪1258番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第699号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

肝属郡南大隅町根占辺田字本屋敷4188番から4190番まで、根占山本字上長尾3910番、3911番1、3911番2、字山神平6770番から6773番まで、字向木場7187番2、字東山神平7188番、7189番、7190番イ

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

根占辺田字本屋敷4188番から4190番まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第700号

平成25年3月22日鹿児島県告示第307号（以下「告示第307号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南大隅町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名又は名称	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
上大川勘六，石走嘉平次，石走源左衛門，石走次郎，石走小太郎，石走清次郎，石走平吉，炭屋新助	肝属郡南大隅町根占辺田字石走ノ上4166番	告示第307号の変更後の指定施業要件のとおり
鹿児島無尽株式会社	肝属郡南大隅町根占辺田字井手平4931番1，4931番2	

鹿児島県告示第701号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こぎく園訪問介護事業所	南九州市穎娃町別府6611番地3	社会福祉法人大川福祉会	南九州市穎娃町別府6597番地3	瀧 潤	平成25年5月13日	訪問介護
デイサービスえん	曽於市財部町北俣1823番地1	株式会社フードクリエイト秀	宮崎市大淀四丁目6番28号宮交シティ3F	鎌田秀一郎	平成25年5月13日	通所介護
リハビリデイサービス隼人国分	霧島市国分野口西289番地	合同会社ライフエイド	霧島市隼人町内山田四丁目18番48号	藤本 英明	平成25年5月20日	通所介護
達者の家	出水郡長島町蔵之元3696番地	株式会社ケアクラフトマン	出水郡長島町蔵之元3696番地	大平 怜也	平成25年5月20日	通所介護
ネリヤ訪問ステーション	奄美市名瀬和光町31番地14	医療法人ネリヤ	奄美市名瀬和光町31番地14	徳田 英弘	平成25年6月1日	訪問看護
浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	平成25年6月1日	訪問リハビリテーション
デイサービスセンターくまひめの結	始良市加治木町木田4195番地	株式会社福洋	始良市加治木町木田4195番地	福村 知洋	平成25年6月1日	通所介護
活動重視型デイサービスRe・らいふ	志布志市志布志町志布志字大迫大道981-2	株式会社Re・らいふ	志布志市志布志町安楽2778-7	五代 真人	平成25年6月3日	通所介護

鹿児島県告示第702号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護支援事業所ワルツ	肝属郡肝付町新富6674番地2	株式会社ワルツ	肝属郡肝付町新富6674番地2	島子みどり	平成25年5月11日	居宅介護支援
ケアセンターかりまた	大島郡喜界町大字小野津963番地	合同会社希望	大島郡喜界町大字小野津963番地	平野 幸子	平成25年6月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第703号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こぎく園訪問介護事業所	南九州市穎娃町別府6611番地3	社会福祉法人大川福祉会	南九州市穎娃町別府6597番地3	瀧 潤	平成25年5月13日	介護予防訪問介護

ディサービスえん	曾於市財部町北俣1823番地1	株式会社フードクリエイト秀	宮崎市大淀四丁目6番28号宮交シティ3F	鎌田 秀一郎	平成25年5月13日	介護予防通所介護
リハビリデイサービス隼人国分	霧島市国分野口西289番地	合同会社ライフエイド	霧島市隼人町内山田四丁目18番48号	藤本 英明	平成25年5月20日	介護予防通所介護
達者の家	出水郡長島町蔵之元3696番地	株式会社ケアクラフトマン	出水郡長島町蔵之元3696番地	大平 怜也	平成25年5月20日	介護予防通所介護
ネリヤ訪問ステーション	奄美市名瀬和光町31番地14	医療法人ネリヤ	奄美市名瀬和光町31番地14	徳田 英弘	平成25年6月1日	介護予防訪問看護
浜崎医院	霧島市隼人町東郷90番地	医療法人生成会	霧島市隼人町東郷90番地	濱崎 高裕	平成25年6月1日	介護予防訪問リハビリテーション
デイサービスセンターくまひめの結	始良市加治木町木田4195番地	株式会社福洋	始良市加治木町木田4195番地	福村 知洋	平成25年6月1日	介護予防通所介護
活動重視型デイサービスRe・らいふ	志布志市志布志町志布志字大迫大道981-2	株式会社Re・らいふ	志布志市志布志町安楽2778-7	五代 真人	平成25年6月3日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地防災（農地保全整備事業（農地侵食防止））（農業用排水施設整備）成川・福元地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年6月17日から同年7月12日まで
- 3 縦覧場所
指宿市役所耕地林務課

大島支庁告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により，指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成25年6月14日

大島支庁長 伊喜功

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護センター・サポート	大島郡徳之島町亀徳3345番地	社会福祉法人南恵会	大島郡天城町瀬滝1006-1	吉留 康貴	平成25年5月31日	自立訓練（生活訓練）

大島支庁告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成25年6月14日

大島支庁長 伊喜功

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアホームヨロ	大島郡与論町茶花辻宮1022-1	社会福祉法人愛心会	鹿児島市下福元町9057番地	徳田 秀子	平成25年6月1日	共同生活介護・共同生活援助

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成25年6月14日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー新川内店
薩摩川内市西向田町80番 外9筆
- 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第5条第1項の規定による新設に関する届出
平成24年12月28日
- 意見の概要

上記店舗の新設にあたっては、工事期間中も含めて、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。

また、店舗新設に必要な許認可申請、届出等を確実にを行うとともに、周辺住民から苦情等が出された場合は誠意をもって対処し解決すること。

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 調達をする特定役務の種類
建設工事
- 競争入札に参加する者に必要な資格
 - 鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号。以下「要綱」という。）第2条第1項の規定により入札参加資格を認められた者であること。
 - 次のア又はイのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (ウ) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しく

は数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 一般競争入札、指名競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (3) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（要綱第1条の2第4号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

- (4) 調達をする特定役務の特質により、(1)から(3)までに規定する資格以外に必要な資格を定めることがある。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の建設工事入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は書留郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に迎えた営業年度の決算日を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知された総合評定値の通知書の写し

イ 営業の沿革

ウ 営業所一覧表

エ 直前2年間の各事業年度における施工金額

オ 技術職員名簿

カ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税が課されている者にあつては、同県税について未納の税額がないことの証明書

キ 労災保険料納入証明書

ク 建設業退職金共済制度加入契約及び証紙収納証明書

ケ 建設業許可申請書の写し（県外に主たる営業所を有する者にあつては、建設業許可証明書）

コ その他知事が必要と認める書類

- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県土木部監理課建設業許可係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3490

(3) 申請書類の受付期間

平成25年6月14日から同年7月5日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のア又はイのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 2の(2)のアに該当する者

イ 次のいずれかに該当する者

(ア) 暴力団

(イ) 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

(ウ) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(エ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

(キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間及び更新手続

(1) 当該入札参加資格の認定がその効力を生ずる日から平成26年度に行う定期の資格審査による入札参加資格の認定がその効力を生ずる日の前日までとする。

(2) 有効期間の更新を希望する者は、平成26年8月に平成27年度及び平成28年度の入札参加資格審査に係る公告を行う予定であるので当該公告に従い、申請書類を提出すること。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札の参加者の資格に関する公告

平成25年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成25年6月14日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

1 調達をする物品等の種類

(1) 種類

物品（医療機器類）の購入

(2) 名称

生体情報支援システム 一式

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下

「資格審査要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (2) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

(1) 申請の方法

所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

ア 所定の営業概要書

イ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ウ 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないことを証する書類（個人の場合に限る。）

エ 納税証明書

(ア) 消費税について未納の税額がないことの証明書

(イ) 鹿児島県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる営業所を有するものにあつては、主たる営業所の所在地の都道府県税）について未納の税額がないことの証明書

オ 印鑑証明書

カ 財務諸表（法人にあつては申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書を提出する年の前年分の所得税確定申告書の写し）

キ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係（行政庁舎1階）

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

(3) 申請書類の受付期間

平成25年6月14日から同年7月16日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

次のアからカまでのいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 資格審査要綱第6条第1項又は第2項の規定により入札参加資格を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者

ウ 営業開始後2年を経過していない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で営業再開後2年を経過していないもの。ただし、知事が特に必要と認める場合は、この限りでない。

エ 暴力団

オ その役員等が、次のいずれかに該当する法人又は個人

(イ) 暴力団員

(ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(ハ) 暴力団又は暴力団員に対していかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者

カ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便又は信書便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成26年9月30日までとする。

5 入札の公示の方法

入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年6月14日

県立大島病院長 眞田純一

1 入札に付する事項

(1) 購入をする物品等の名称及び数量

生体情報支援システム 一式

(2) 購入をする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

県立大島病院

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 一般競争入札の参加者の資格に関する公告（平成25年6月14日鹿児島県公報第2914号登載）により示した生体情報支援システムに係る知事の入札資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
県立大島病院救命救急センター設立準備室
奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
平成25年7月25日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年7月26日午後1時30分
イ 場所 県立大島病院医局研究室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 4 契約条項を示す場所及び期限
3の(2)及び(4)に同じ。
- 5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先 県立大島病院救命救急センター設立準備室

奄美市名瀬真名津町18番1号 郵便番号 894-0015
 電話番号 0997-52-3611
 ファックス番号 0997-53-9017

12 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

13 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Bio-information support system:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 25 July 2013
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Emergency and Critical care center Preparatory Division
Kagoshima Prefectural Oshima Hospital
18- 1 Nazemanatsu-Cho,Amami City,Kagoshima Prefecture 894-0015 Japan
TEL 0997-52-3611
FAX 0997-53-9017

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第9号

平成25年3月28日付け監査第164号の監査結果に基づき、平成25年5月28日付け鹿公委会第1号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成25年6月14日

鹿児島県監査委員	弓指博昭
同	橋口和博
同	永井章義
同	柳 誠子

指摘事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
免許試験課	支出関係の証拠書類がなく、用途が不明なものがある。	1 本部長通達を發出し、業務管理の徹底、職責の自覚の再徹底及び指導教養の強化等について指示した。
警察学校	出納員が公金を着服する不祥事が発生している。	2 支払に係る関係書類を毎日持ち回り決裁し、所属長へ口頭説明することとした。 3 支払通知書に一連番号を付し、組織的に管理することとした。 4 「県下副署長・次長等、会計課長等合同会議」等を開催し、適正な会計業務について研修を行った。 5 ブロック会計官等による巡回指導の強化を図った。 6 抜打ち監査及び歳出科目、対象月を指定したサンプリング照合を導入した。

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
交通機動隊 鹿 児島中央警察署 鹿児島南警察署 南さつま警 察署 薩摩川内 警察署 霧島警 察署	交通事故が複数あり、公用車等に損害が発生している。	1 毎月1回の職場安全強化日に、安全運転訓練を実施するとともに、自動車学校において運転指導を実施し、運転技能の向上を図った。 2 各種会議や朝礼時に、幹部による指導教養を行い、また、交通事故事例を題材とした教養資料や通知文を発出した。 3 ヒヤリハット体験談の発表や安全運転6則カードを作成し、朝礼時に唱和するなどして交通安全意識の向上を図った。
鹿児島西警察署	交通事故が複数あり、公用車に損害が発生している。	4 安全運転講習会等参加者による還元教養を実施し、事故防止意識の向上を図るとともに、公用車事故防止小テストを実施し、教養内容の浸透を図った。
阿久根警察署 志布志警察署	交通事故により、公用車に損害が発生している。	5 車両の誘導方法、呼称運転についての教養を実施し、同乗者の役割について意識付けを図った。
肝付警察署	交通事故により、公用車等に損害が発生している。	6 「小グループ検討委員会」を開催し、その結果を「事故防止だより」として配布することで、事故防止意識の醸成、意思の統一を図った。
鹿児島中央警察署	公用車の物品事故が複数あり、損害が発生している。	7 公用車の運行前点検、車両一斉点検の実施や車両整備実践塾を開催し、車両の維持管理の徹底を図った。
霧島警察署	公用車の物品事故により、損害が発生している。	
鹿児島西警察署	物品事故が複数あり、パソコンに損害が発生している。	1 朝礼、定期招集、転入者教養等において、物品の適正な保管、管理について指導教養を実施した。
出水警察署	物品事故により、パソコンに損害が発生している。	2 パソコンのキーボード隅に注意喚起シールを貼付し、物品事故の再発防止を図った。
南九州警察署	平成21年度及び22年度に支払うべき需用費等を平成24年度に支払っているものがある。	1 本部長通知を発出し、関係各課との連携強化、指導教養の徹底等について指示した。 2 関係課長による指導教養を実施し、再発防止の意識付けを図った。 3 車両修繕等発注簿及び執行伺いによる引継ぎを確実にを行うことで、関係部間の連携を緊密にし、支払漏れの防止を図った。
薩摩川内警察署	平成22年度に支払うべき役務費を翌年度に支払っているものがある。	1 予算執行を伴う事案については、会計課への合議を徹底させ、各課との連携強化を図った。 2 定期招集及び朝礼時に会計業務に関する指導教養を実施し、意思の統一を図った。
鹿屋警察署	赴任旅費の過払いがある。	1 複数人による書類確認を行うなど厳格なチェック体制の確立を図った。 2 根拠法令等に基づいた確実な事務処理の遂行、課内全体で議論する環境を醸成するなど、組織としての事務処理能力の向上を図った。
徳之島警察署	駐在所等報償費の	1 本部長通達を発出し、業務管理の徹底、チ

	対象とならない物品を購入しているものがある。	エック機能の強化，指導教養の徹底等について指示した。 2 定期招集や駐在所婦人と語る会等において，警察官及びその家族に対して教養を実施した。 3 幹部によるきめ細かい身上把握や，業務管理の徹底を図った。
--	------------------------	---

正 誤

平成25年3月8日付け鹿児島県公報第2887号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
2	下から18行目，15行目及び2行目	購読	講読